

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示		ページ
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	52
○森林法による通知に代える公示(2件)	(治山課)	52
○特定調達契約に係る入札の公告	(建設管理課)	53
道札幌道税事務所告示		
○特定調達契約に係る資格に関する公示		54
○特定調達契約に係る入札の公告		55
道公安委員会告示		
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程		56
道方面公安委員会告示		
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程		56
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程		56
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程		57
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程		57

告 示

北海道告示第560号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成29年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 浦河郡浦河町字東幌別187の1地先・187の1・192(以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。)、180の2、180の4、183、193、206、207の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第561号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡鹿部町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡鹿部町(次の図に示す部分に限る。)

の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。

平成29年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第521号
- 2 所在が不明な者 五十嵐 ナツ

北海道告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成29年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成29年農林水産省告示第1392号
- (2) 所在が不明な者 佐藤 勇雄
- (3) 掲示場所 ニセコ町役場
- 2(1) 通知の内容 平成29年農林水産省告示第1392号
- (2) 所在が不明な者 岡崎 スエ、鶴川 茂雄

(3) 掲 示 場 所 真狩村役場

北海道告示第565号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

入札契約総合管理システム機器の賃貸借 一式

ア サーバ	22台
イ パーソナルコンピュータ	58台
ウ プリンタ	28台
エ 通信機器	一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年2月15日から平成34年2月14日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年9月26日（火）から同年10月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設政策局建設管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道建設部建設政策局建設管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階建設部A会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設政策局建設管理課）

(2) 入 札 日 時 平成29年11月8日（水）午前10時（送付による場合は、同月7日（火）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道建設部建設政策局建設管理課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5586

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Servers 22 sets
- b Lease of Personal computer 58 sets
- c Lease of Printer 28 sets
- d Lease of Communication devices 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 8, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than November 7, 2017)

C Contact : Construction Management Division, Bureau of Construction Policy,
Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5586

道札幌道税事務所告示

北海道札幌道税事務所告示第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年9月26日

北海道札幌道税事務所長 後藤規之

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成29年9月26日に一般競争入札の公告を行う法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税申告情報入力等業務

(2) 資格 法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税申告情報入力等業務に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 特定役務の種類

- ア 申告書用紙等封入封緘業務
- イ 郵送申告書等收受業務
- ウ 申告情報入力業務等
 - (ア) 書面による申告書等に係る入力業務
 - (イ) 電子申告書に係る審査業務
- エ 口座情報入力業務
- オ 届出情報入力業務
- カ 申告書等編纂業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 経営状態が良好であり、財務諸表を公開していること又は開示することが可能であること。
- (2) 申告情報入力業務従事者には、ワープロ入力や表計算ソフト等の操作の処理能力を有する者を配置すること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定を受けた第三者機関による、ISMS認証登録をされていること。
- (4) 個人情報の保護に関し、次の方策を講じていること。
 - ア 内部規程の作成(就業規則等で規定されている場合も含む。)
 - イ 従業員への教育、研修の実施

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年9月26日(火)から同年11月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時30分までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道札幌道税事務所のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/nyusatujyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5084

北海道札幌道税事務所告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年9月26日

北海道札幌道税事務所長 後 藤 規 之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1件当たりの単価）及び数量
ア 特定役務の名称 法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税申告情報入力等業務
イ 特定役務の数量 入札説明書による。
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 平成30年1月16日から平成33年1月15日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
(4) 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階北海道札幌道税事務所電算作業室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年9月26日北海道札幌道税事務所告示第4号に規定する法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税申告情報入力等業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階北海道札幌道税事務所会議室（送付による場合は、郵便番号 060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館2階北海道

札幌道税事務所税務管理部課税第一課）

- (2) 入 札 日 時 平成29年12月4日（月）午前10時（送付による場合は、同月1日（金）までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手を添えて、(1)に申し込むこと。

なお、北海道札幌道税事務所ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/nyusatujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)、(14)及び(15)によるほか、次による。

(1) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成29年11月22日（水）午前9時30分

イ 場 所 北海道札幌道税事務所会議室
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課
イ 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館2階
ウ 電 話 番 号 011-204-5084

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Enclosure and sealing service of application form and etc
 - b Receiving service of application form and etc by mail
 - c Input service of application form and etc
 - d Reviewing service of electronic application form
 - e Input service of the bank account information
 - f Input service of notification information
 - g Edit service of application form and etc
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 4, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than December 1, 2017)
- C Contact : Hokkaido Sapporo Prefectural Taxation Office, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-0003 Japan
Phone : 011-204-5084

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第156号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成29年9月26日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程
北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道公安委員会圧印の項中「金属くず行商の証、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第37号）附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金属くず行商の証に係

る公印の使用については、なお従前の例による。

道 方 面 公 安 委 員 会 告 示

北海道函館方面公安委員会告示第55号

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成29年9月26日

北海道函館方面公安委員会委員長 橋 本 友 幸

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程
北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会圧印の項中「金属くず行商の証、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第37号）附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金属くず行商の証に係る公印の使用については、なお従前の例による。

北海道旭川方面公安委員会告示第49号

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成29年9月26日

北海道旭川方面公安委員会委員長 大 廣 泰 久

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程
北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会圧印の項中「金属くず行商の証、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第37号）附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金属くず行商の証に係る公印の使用については、なお従前の例による。

北海道釧路方面公安委員会告示第71号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月26日

北海道釧路方面公安委員会委員長 細川 吉博

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会圧印の項中「金属くず行商の証、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第37号）附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金属くず行商の証に係る公印の使用については、なお従前の例による。

北海道北見方面公安委員会告示第43号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月26日

北海道北見方面公安委員会委員長 小山 志郎

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会圧印の項中「金属くず行商の証、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第37号）附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金属くず行商の証に係る公印の使用については、なお従前の例による。